

「パートタイムによる収入がある妻について配偶者控除が受けられるかどうか。」「主人から財産をもらったときや相続のときの妻の税金はどうなるのか。」など最近の家庭の主婦をめぐる税金についていろいろと話題があるようです。そこで、各税の配偶者控除など

三、相続税の配偶者控除と税額軽減  
 相続税の基礎控除額は(四〇〇万円+八〇万円×法定相続人数)ですが、配偶者控除額は婚姻期間が一〇年をこえる年数に四〇万円をかけた金額「最高四〇〇万円」を控除できます。

### 税金のしおり

# 主婦と税金

## 所得税・贈与税・相続税について

について申し上げたいと思います。

### 一、所得税の配偶者控除

配偶者控除の額は、昭和四十六年分で、十九万五千円です。最近、パートタイムで働いている主婦が多くなりまして、その主婦の年収がパートの給料だけの場合には、年

し、この配偶者控除を受けるためには、次の条件を満たしていなければなりません。

- (一) 婚姻期間が二〇年以上の夫婦の間で行なわれた贈与であること。
- (二) 贈与を受けた家やその敷地、または贈与を受けた金銭で買った家やその敷地に翌年三月十五日までに実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。

また配偶者には「税額の軽減」という特典があります。

これは遺産総額が三〇〇万円以下で、配偶者がその遺産のうち法定相続分以下の財産を取得した場合には、その配偶者については、相続税はかかりません。

## 編集より



## 町と町民をつなぐ接点に

編集委員長  
 助役 馬場幸太郎

一九七二年の新春を迎えおめでとうございます。ひかり広報も皆さん方のご協力によりまして、発行以来十五年目を迎え、有線放送と共に町からの連絡やお知らせ等、町と町民をつなぐ接点として重要な役割を果たしてまいりました。

記事編集の面にお一段の研究工夫を加え、より充実した広報にしていきたいと存じます。

更に時代が進むにしたがい町、行政も飛躍的な発展が予想されますので行政と町民生活の結びつきを一層深めるため、役所からの一方的なお知らせばかりでなく、町民の皆さんの御意見、御要望、苦情等をひろく吸いあげ、行政の運営や政策等に反映していただくよう

うにしたいと思えます。当面すでに計画されております、九十九里広域上水道事業、東総衛生センター、公営住宅、道路の建設、産業公害対策等の生活環境整備事業、日吉台地への工場誘致計画等いずれも住民の皆さまの深い御理解と御協力がなければ出来ない事業でございますので、広報公聴を通じて、皆さまと十分意思の疎通を図り事業の推進と明るい町づくり而努力したいと思います。今後ともよろしく御指導御協力くださるようお願いいたします。

